

# EPAによる 外国人介護福祉士候補者等 受入れについて

平成26年11月20日

公益社団法人 国際厚生事業団(JICWELS)

EPAスキーム

# 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

平成26年度  
新規受入れ開始

インドネシア（平成20年度～）

フィリピン（平成21年度～）

ベトナム

要件

「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）

日本語能力試験  
N3以上のみ

マッチング

平成26年度  
受入れから  
新規要件化

訪日前日本語研修（6か月）

日本語能力試験  
N5程度以上のみ

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修（6か月）【特定活動】

訪日後日本語等研修（約2.5か月）  
【特定活動】

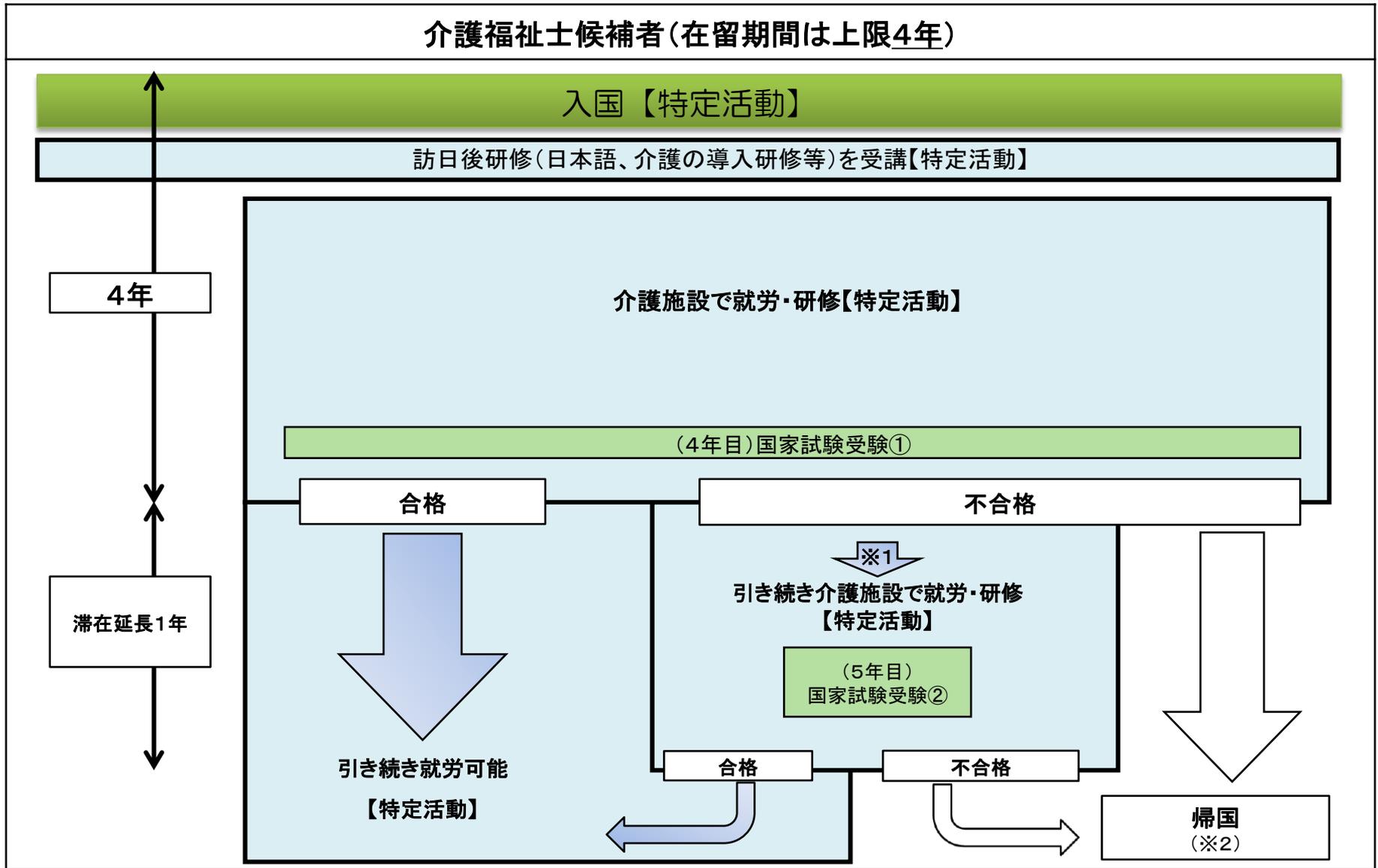
受入れ施設（病院・介護施設）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

# 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者受入れの枠組(入国以降)



(※1) 現在の水準(6か月)に満たない訪日前日本語研修を受講した候補者(インドネシアは平成23年度まで、フィリピンは平成24年度までに入国した者)であって一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注) 【 】内は在留資格を示す。

# 介護福祉士候補者受入れ機関・施設の主な要件

1. 定員30名以上の介護施設であること。
2. 常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること。
3. 候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと。
4. 国家試験受験に配慮した介護研修計画書を作成すること。
5. 研修責任者<sup>(※)</sup>、研修支援者の配置等研修体制を確保すること。  
(※)原則として、5年以上介護業務の経験及び介護福祉士有資格者。
6. 定期(随時)報告の提出、巡回訪問への協力を拒否したことがないこと。

等

(厚生労働省告示による)

# EPAによる入国者数等 (平成26年10月1日現在)

(人)

	入国者数 (※1)	候補者		資格取得者(※2)		
		就労中 (※3)	雇用契約終了・ 帰国者数	合計	就労中	雇用契約終了・ 帰国者数
インドネシア	754	264 (146)	177	167	108	59
フィリピン	667	214 (147)	199	107	95	12
ベトナム	117	117	0	—	—	—
合計	1538	595 (293)	376	274	203	71

※1 入国者数は、平成26年度までの受入れ実績数。

※2 合格者数は、平成25年度までの累積

※3 カッコ内は、平成26年度入国者数(平成26年12月就労開始予定のため、就労中の候補者にカウントしていない)

# 介護福祉士国家試験合格者・合格率の推移

## 入国者数と合格者数の比較(平成22年度入国者まで)

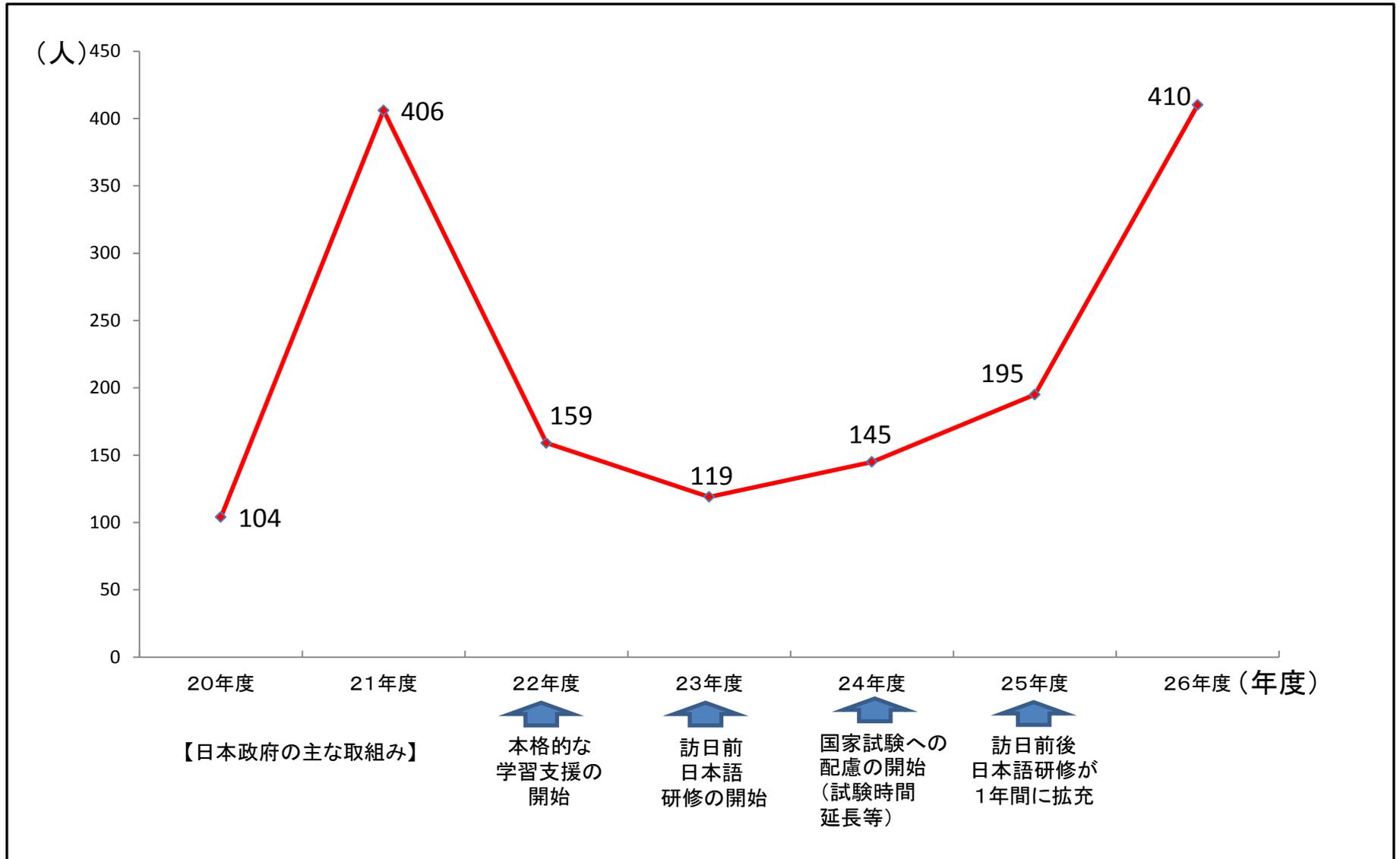
入国年度・国		入国者数等①(※1)	合格者数②(※2)	②/①(%)
平成20年度入国	インドネシア	94	46	48.9%
平成21年度入国	インドネシア	165	80	48.5%
平成22年度入国(※3)	インドネシア	71	41	57.7%
平成21年度入国	フィリピン	137	47	34.3%
平成22年度入国(※3)	フィリピン	52	27	51.9%
計		519	241	46.4%

※1 国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得た者の数。

※2 合格年度を問わない。

※3 平成22年度入国者については、平成25年度が初めての受験であり、平成26年度が滞在延長年度となる。

# 介護福祉士候補者受入れ人数の推移 (インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人)



# JICWELSの役割

EPAに基づく介護福祉士(候補者)の受入れにおいては、JICWELSが日本国内唯一の受入れ調整機関として、相手国の送り出し調整機関と一元的に受入調整業務を実施

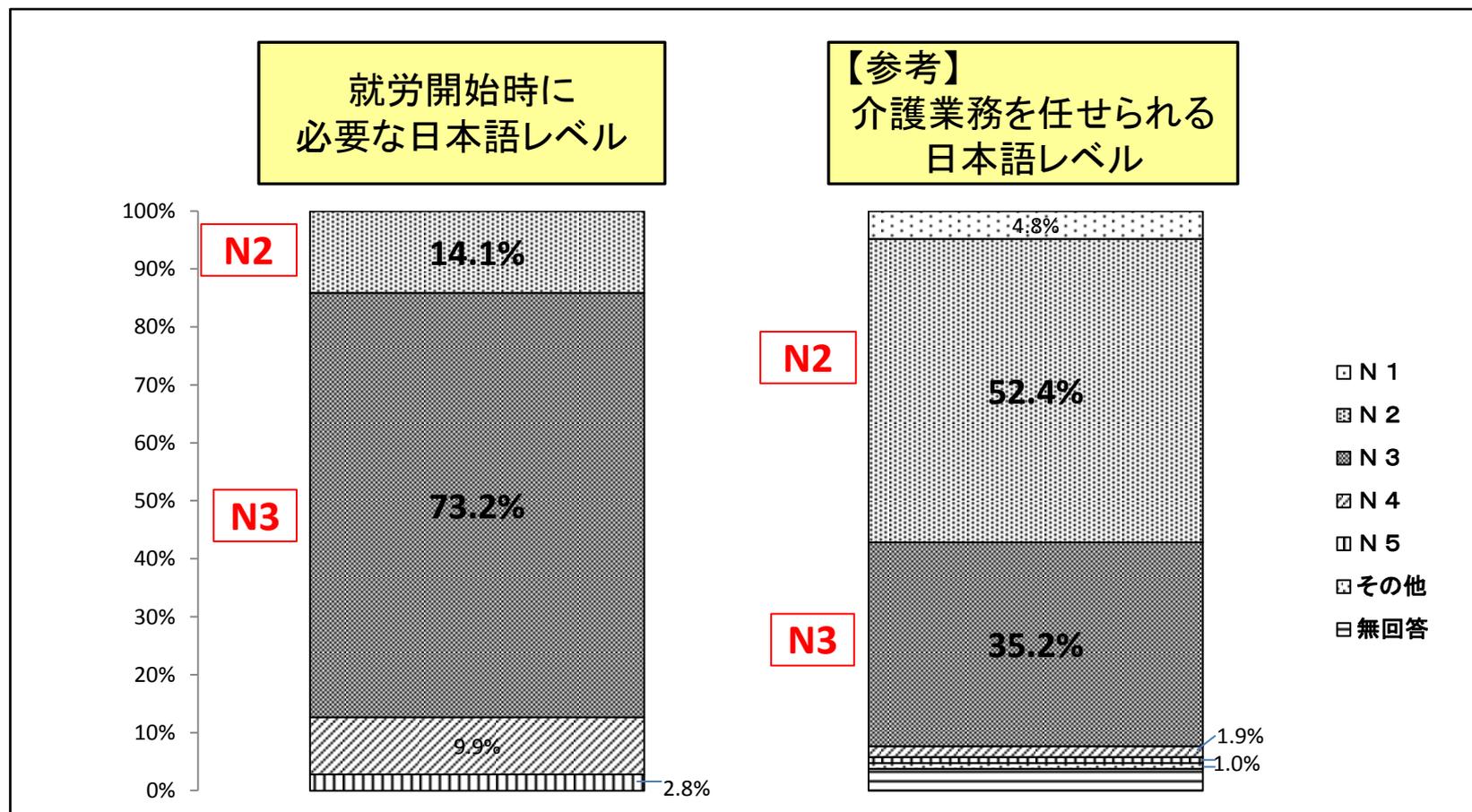
## ○ JICWELSの主な業務

1. 受入れ希望機関の募集、要件審査
2. 受入れ希望機関(施設)と候補者のマッチング(求人・求職情報の提供、現地面接・合同説明会の実施、複数回のマッチング、雇用契約締結等)
3. 看護・介護導入研修・就労ガイダンスの実施
4. 受入れ機関からの定期(随時)報告の受理
5. 巡回訪問の実施
6. 相談対応(英語・インドネシア語・ベトナム語対応。顧問社労士・精神科医による助言)
7. 国家資格取得に向けた日本語・国家試験対策学習支援

**介護現場で求められる日本語能力**

# 介護現場で必要とされる日本語能力レベル

施設の約9割が、日本語能力試験「N3」レベル以上と考えている。



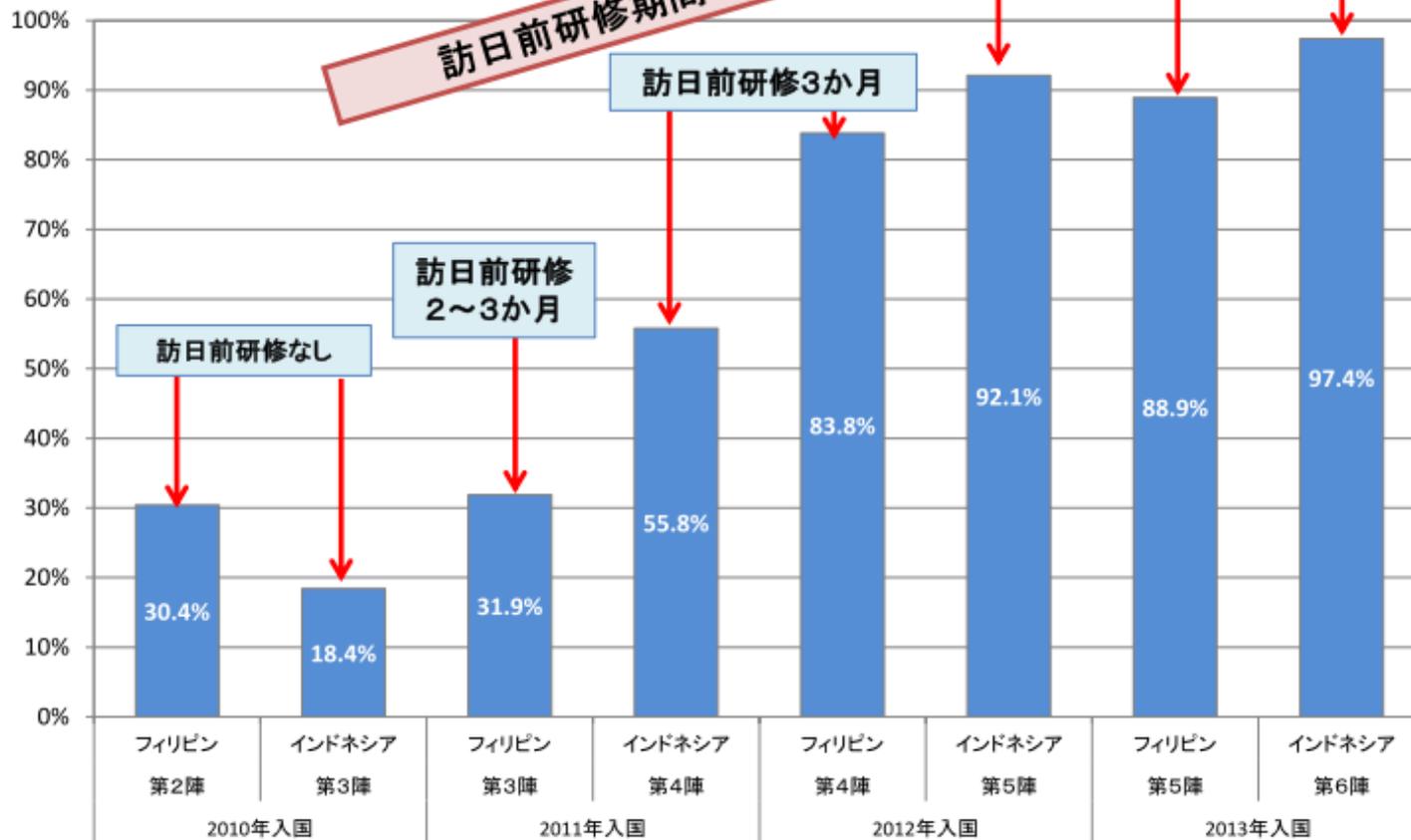
## 【参考】日本語能力試験認定の目安について

- ・ N1…幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
- ・ N2…日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N3…日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N4…基本的な日本語を理解することができる。
- ・ N5…基本的な日本語をある程度理解することができる。

# 訪日前日本語研修期間の拡充による日本語能力の向上

- 経済連携協定上義務づけられている6か月間の訪日後日本語研修に加え、2011年に入国した候補者から訪日前日本語研修を開始（当初は2～3か月間。）。
- インドネシアについては、2012年に入国した候補者から、また、フィリピンについては2013年に入国した候補者から、訪日前研修の期間を6か月間に拡充。N3程度の達成率は9割程度まで上昇。

訪日後日本語研修修了時のN3程度到達度



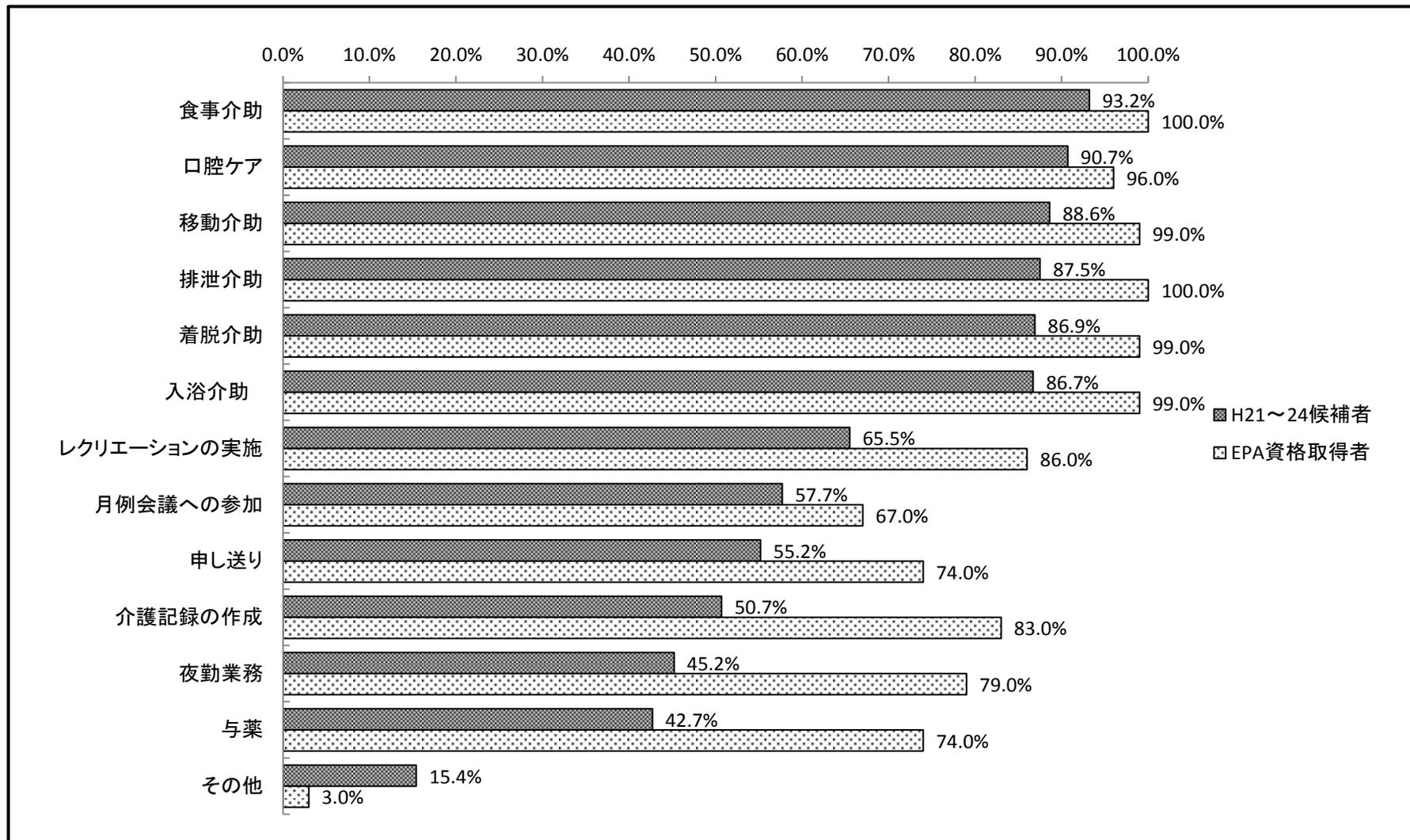
(注1)  
「N3」は、日本語能力試験のレベル(N1～N5)のうちの一つであり、「N3」程度の日本語水準が候補者の就労・研修開始時に最低限必要とされるレベルの目安とされる。

(注2)  
フィリピン第2陣～第3陣は看護師候補者のデータのみ、フィリピン第5陣は介護福祉士候補者のデータのみ(その他は看護師候補者と介護福祉士候補者のデータの合計)。

# 介護業務の遂行状況等

# EPA候補者及びEPA資格取得者が従事している介護業務

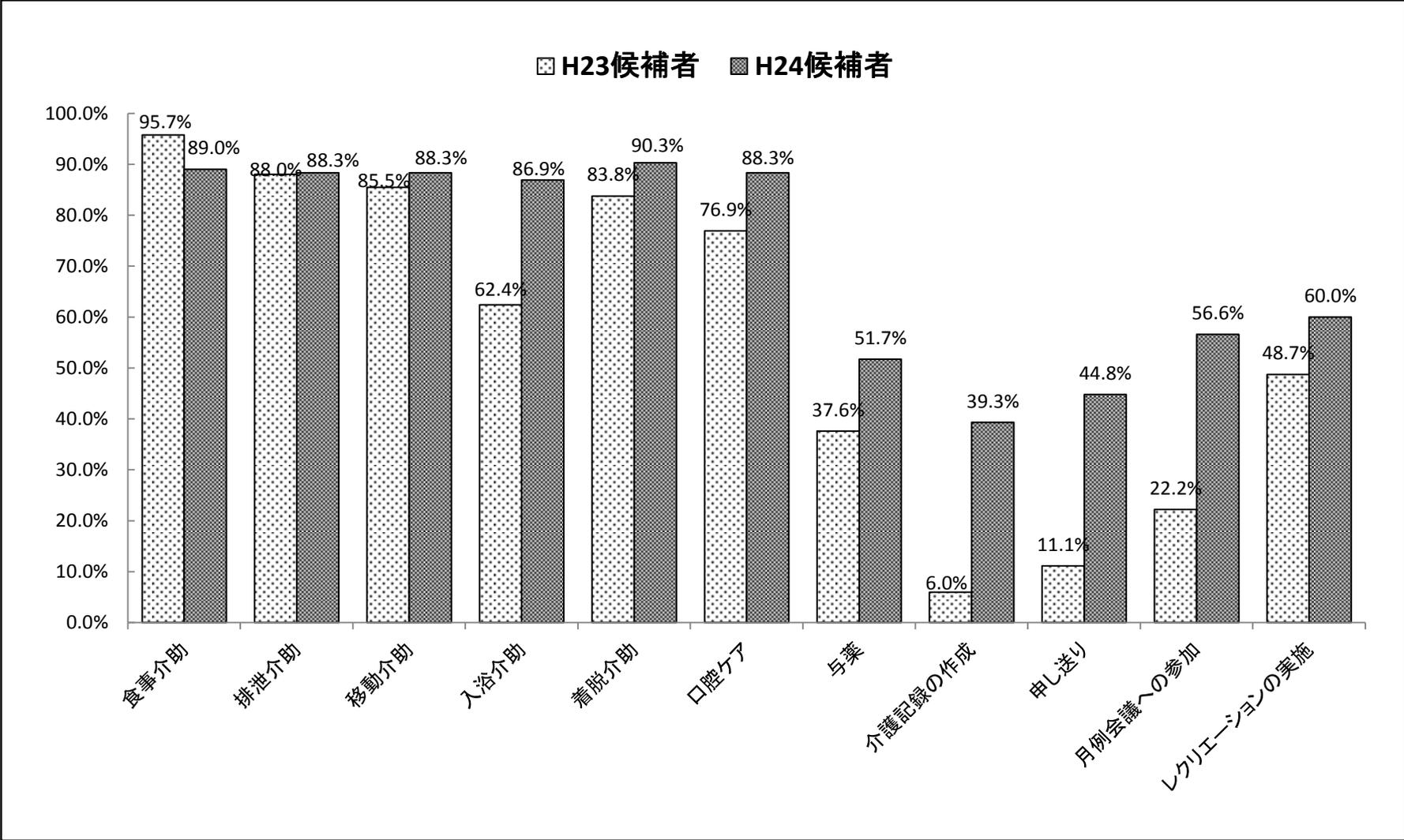
候補者の介護業務には特に規制はない。「食事介助等の各種介助」は、ほぼ全員が従事。一方、「月例会議への参加」等の従事率は低い。



※出典：平成25年度巡回訪問調査（候補者：473名、EPA資格取得者：156名）

# 就労1年目の業務遂行の状況(H23、H24候補者)

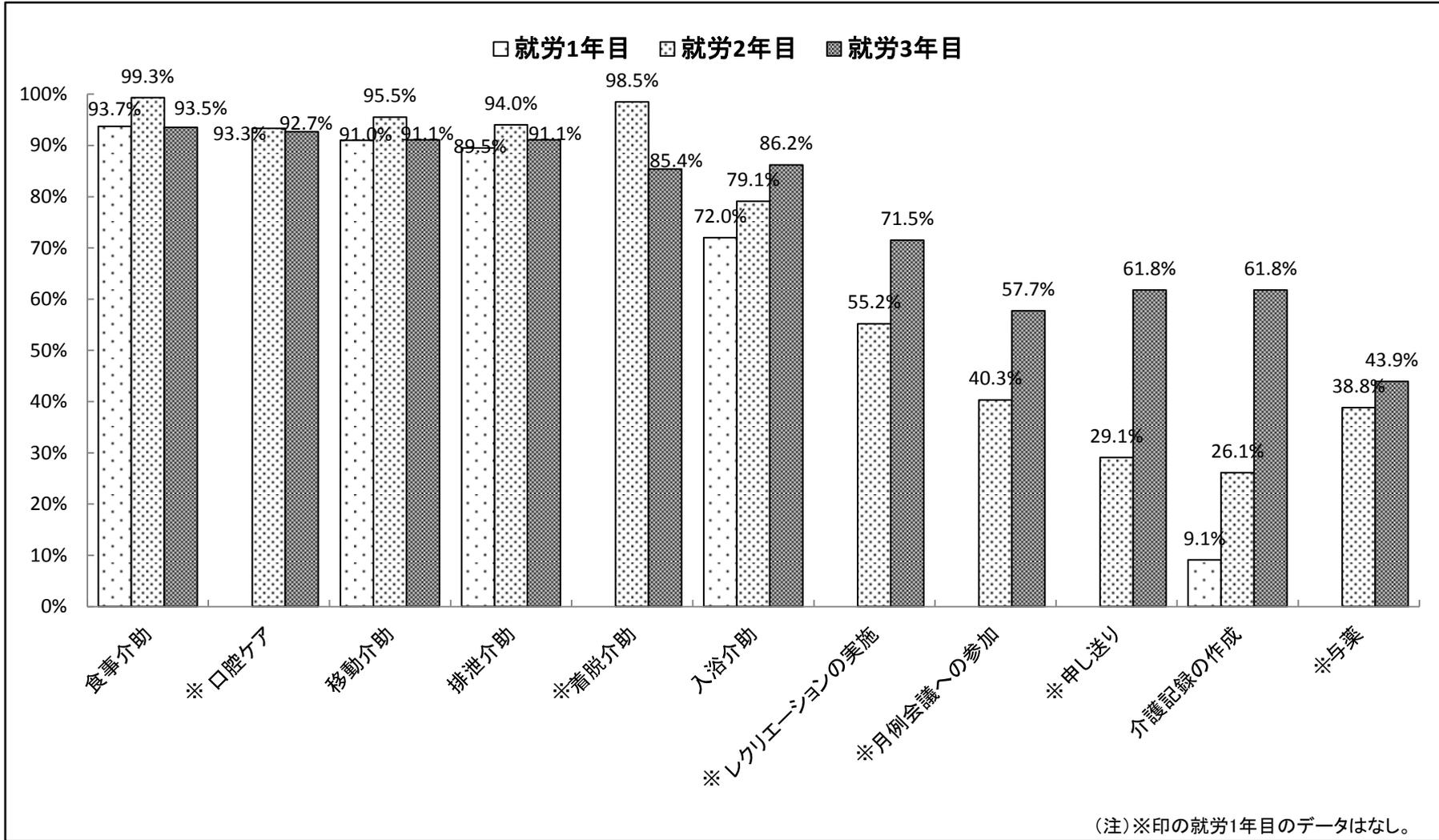
H24候補者の各業務の従事率が向上している。これは、日本語能力が向上し、できる業務が増えたためと考えられる。



※出典:平成24・25年度巡回訪問調査(H23候補者:117名、H24候補者:145名)

# 就労3年間の業務対応の状況(H22候補者)

介助業務は、就労1年目から従事。「介護記録の作成」、「申し送り」等、より高い日本語能力が必要な業務は、就労3年目になると増え、従事率は約6割程度。



※出典：巡回訪問調査(就労1年目：平成23年度版、2年目：平成24年度版、3年目：平成25年度版)

# 候補者の日本語学習時間※（候補者の週平均学習時間）

日本語学習時間は、就労3年目においても、就労2年目と同程度行っている。

（時間）

	就労1年目 (H24候補者)	就労2年目 (H23候補者)	就労3年目 (H22候補者)
就労時間内	4.4	3.1	3.1
就労時間外	4.7	2.2	2.1
合計	9.1	5.3	5.2

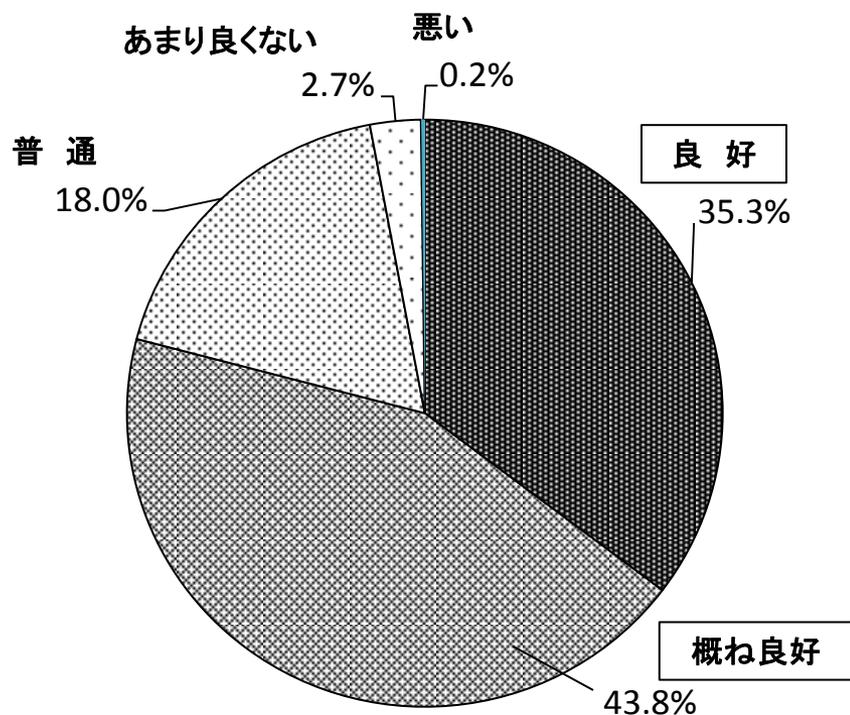
（※）指導者の指導している時間

# 候補者に対する職員、利用者やご家族の反応

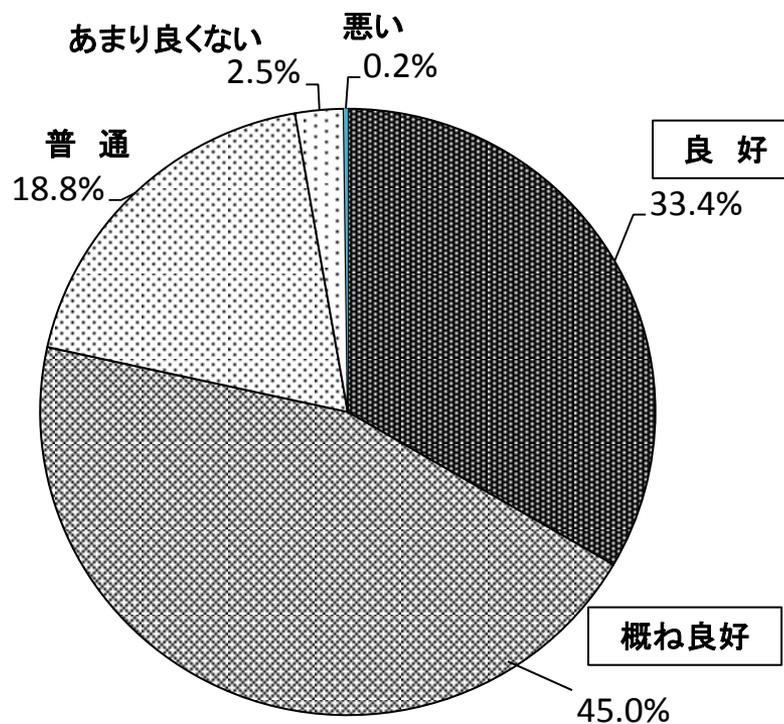
(回答者 研修責任者)

職員、利用者・ご家族の約8割以上が、「良好」又は「概ね良好」と回答

## 職員の反応



## 利用者・ご家族の反応



# 同等報酬要件の確認等

# JICWELSによる同等報酬要件の確認の概要

## 受入れ前

- **受入れ希望機関の募集時に同等報酬等の要件審査**
  - ・就業規則(賃金規定)・賃金台帳等にて同等報酬を確認

## 受入れ後

- **巡回訪問による確認**
  - ・労務管理者、候補者本人から雇用状況等のヒアリング
  - ・賃金台帳の目視による同等報酬要件の確認
  - ※巡回訪問の拒否は、受入れ要件の失効につながる。(※注)
- **受入れ機関からの定期報告による確認**
  - ・毎年1月1日現在の状況を賃金台帳の写し等により確認
  - ※定期報告の拒否、又は不当な遅延は、受入れ要件の失効につながる。(※注)

(※注) ※印については、法律上の担保はない。

# JICWELSの巡回訪問

## 1. 目的

就労・研修状況の把握、相談・助言等のため、受入れ施設を訪問。候補者受入れ施設には、日本語学習の方法等の助言等のため、日本語学習専門家が同行。少なくとも年1回、全ての受入施設を訪問。(資格取得者の場合は、研修実施状況を除く)

## 2. 実施内容・方法

(1)雇用管理状況:書面調査・労務担当者との個人面談。

賃金台帳目視による同等報酬の遵守、外国人雇用状況の届出等の各種手続き状況等を確認。

(2)研修実施状況:書面調査・研修責任者との個人面談により、日本語・受験対策の学習状況を確認。

日本語専門家による日本語のテスト結果により、学習進捗状況を確認し、今後の学習方法等についての助言。

(3)候補者の状況:書面調査・個人面談により、候補者の状況を確認。

## 3. 指導・助言

(1)巡回訪問時に雇用管理等の問題があった場合は、指導・助言を行うとともに、厚労省に報告。受入れ施設は、後日、書面により改善状況をJICWELSに報告。必要に応じて実地にて改善状況を確認。

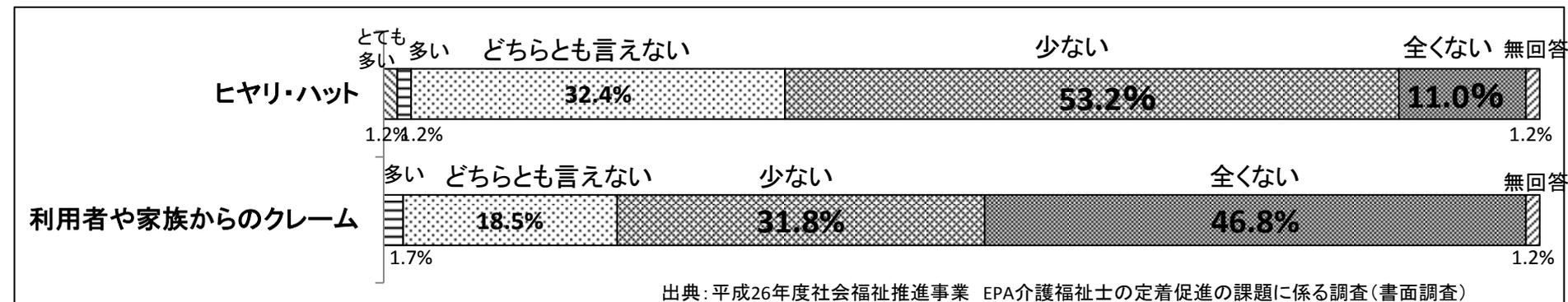
(2)巡回訪問による指導・助言においては、相談窓口と連携し、必要に応じ顧問社労士・精神科医と相談の上対応する。

(3)この他、巡回訪問や相談窓口で把握し、現地での指導・助言が必要なケースについては、特別巡回訪問を実施。

# トラブル等の対応

# 介護業務に関連する事故や問題に対する対応について

同等程度の経験を有する日本人介護職員と比較して、EPA介護福祉士の「ヒヤリ・ハット」、「家族・利用者からのクレーム」の程度については、6～7割強の施設が「少ない」又は「全くない」と回答している。

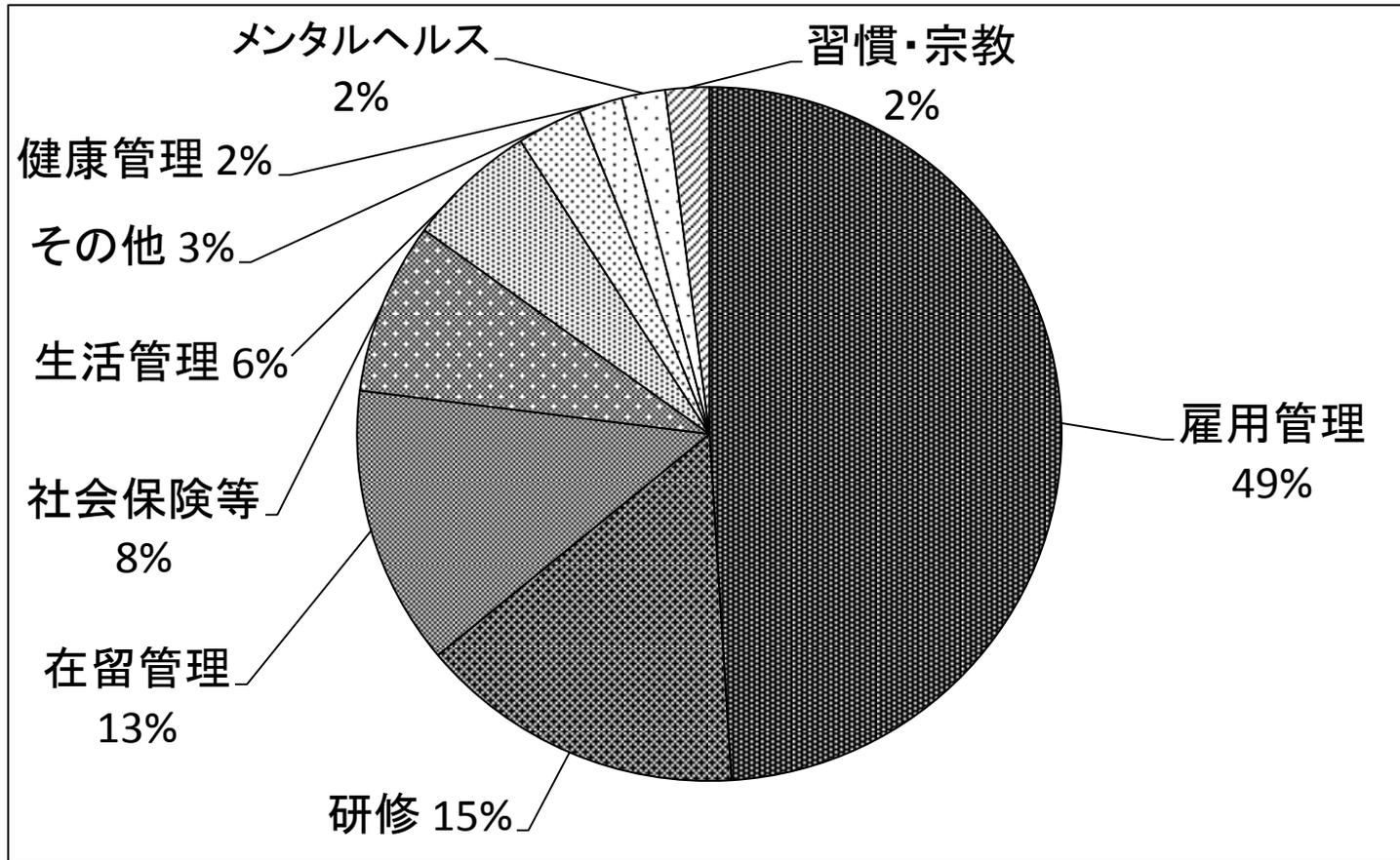


## 【巡回訪問で把握した候補者の事故・問題事例：5件】

対象者	発生時期	事故の具体例	事故後の対応策
平成22年インドネシア	平成25年3月	転倒事故(トイレ誘導の際、候補者の手に力が入らず、利用者を支えきれずに転倒させた。)	他の介護職員と共に再確認を徹底した。
平成23年フィリピン	平成25年6月	利用者のクリーニングを間違えて別の人に持って行ってしまいクレームとなった。	利用者との不信感の原因となり、しこりが残るので、今後の関係も継続されることから、過ちを理解させた上で謝罪を行った。
平成24年フィリピン	平成25年6月	入浴介助時、候補者が利用者から離れてしまい、手を離してしまった。利用者が候補者の洗髪のやり方を嫌がったが、候補者はそのまま続けた。	複数回注意指導を行うも改善なし、完全理解するまで一時的に担当業務から外さざるをえなかった。
平成21年インドネシア	平成25年7月	トイレ内の移動介助の際に周囲の確認をせず、手すりに利用者の手が引っ掛かり、突っ張ったままとなった。	手すり部分に応急処置としてビニールテープにて保護。職員2名にて介助する。
平成22年インドネシア	平成25年10月	利用者の時計を破損させ、隠していた。	悪意がなかったことを利用者へ説明し、謝罪させ、嚴重に注意した。
		介助中に腰を痛み、腰椎分離症の診断。	労災申請を行ったが認められなかったため、シフト調整による連続休暇、介助業務の軽減防止のための対策：予防体操の義務化、介助方法の研修会へ職員を派遣した。

# JICWELS相談窓口の対応状況(平成25年度)

候補者及び受入れ施設の相談内容は、「雇用管理」が約5割、「研修」が1.5割



## 主な相談内容

- 雇用管理・・・本帰国、労働条件・契約期間、転職、一時帰国 等
- 研修・・・国家試験、学習方法・時間、集合研修、教材の使用法 等
- 在留管理・・・家族の呼び寄せ、在留資格の期限・変更、帰国手続き 等